

県税からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、納期限(11月30日(火))までにお近くの金融機関等で忘れずに納めてください。



スマートフォン、ご自宅のパソコンなどから、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB)やクレジットカードによる納税が可能です(税額が30万円以下の場合)。

インターネットバンキング、モバイルバンキングやコンビニエンスストア、MMK設置店(NewDays(一部店舗除く)、ドラッグストア、スーパーマーケット等)でも納税できます。



- 納付書を紛失された場合には再発行いたしますので、お近くの県税事務所へご連絡ください。
- 新型コロナウイルスの影響により納付が困難な場合は、納期限までに各県税事務所にご相談ください。
- また、個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和4年度からのご利用となります。

個人事業税について、詳しくはお近くの県税事務所又は県税務課へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税」をご覧ください。

県税事務所又は県税務課

TEL048・830・2664 FAX048・830・4737

くらしと県税

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>

